

3.2 地域の社会的状況

調査の対象とした範囲は、基本的には、対象事業実施区域及びその周辺を含む市町村として長岡市、燕市及び弥彦村とし、図 3.2-1 に示すとおり(以下「社会的状況の調査範囲」という。)としました。

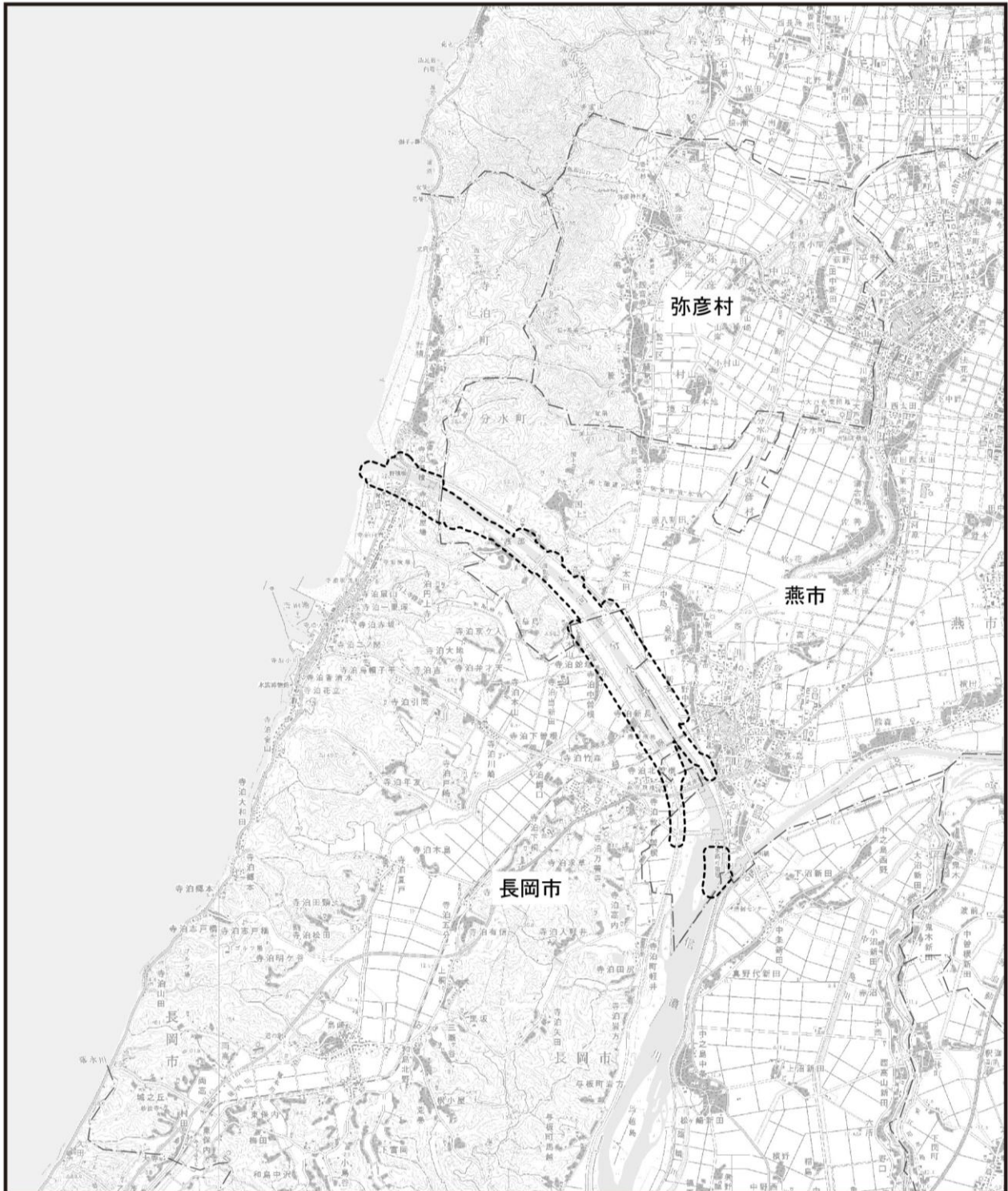
本節における資料の出典は、平成 28 年 7 月末までに入手可能な文献その他の資料としました。なお、対象事業実施区域及びその周囲における市町村として、長岡市、燕市及び弥彦村を関係市村とし、統計資料等は関係市村を対象に整理しました。

関係市村における市町村合併の状況は、表 3.2-1 に示すとおりです。

表 3.2-1 関係市村における市町村合併実施状況

旧市町村	合併後の市町村	合併日
長岡市 中之島町 越路町 三島町 山古志村 小国町	長岡市	平成 17 年 4 月 1 日
栃尾市 寺泊町 与板町 和島村		平成 18 年 1 月 1 日
川口町		平成 22 年 3 月 31 日
燕市 吉田町 分水町	燕市	平成 18 年 3 月 20 日

資料：県内の合併状況(新潟県ホームページ <http://www.pref.niigata.lg.jp/shichouson/1203958856425.html>)



凡 例

- ⋯⋯ 対象事業実施区域
- 市町村界



S=1:100,000

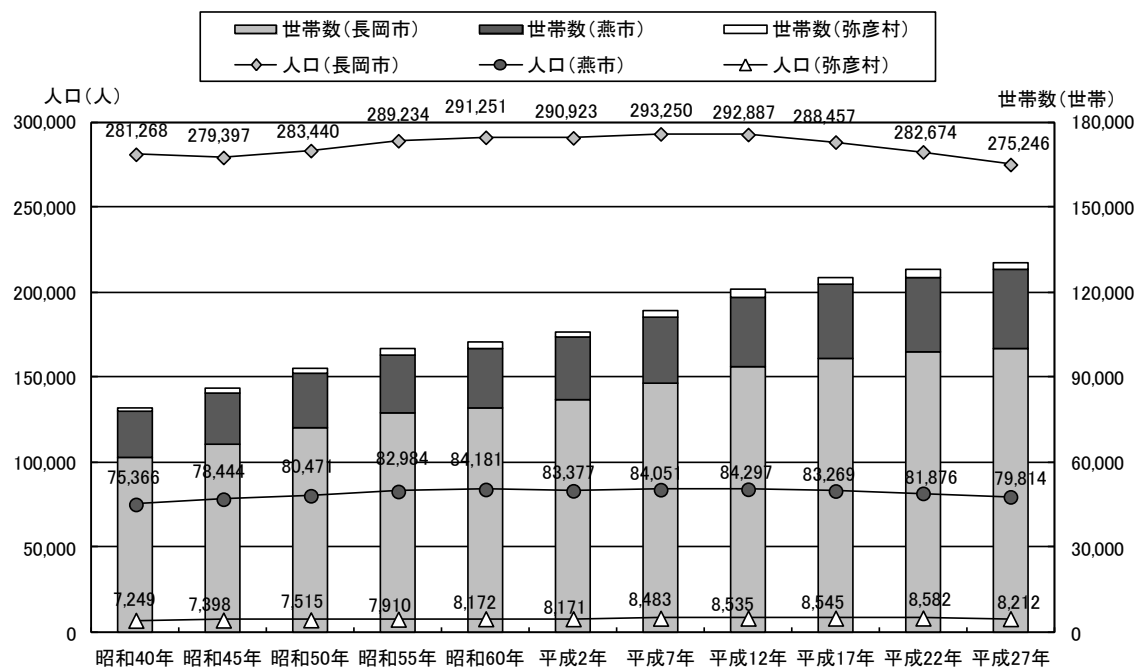


図 3.2-1
地域の社会的状況の調査範囲

(1) 人口及び産業の状況

1) 人口

昭和40年から平成27年までの人口及び世帯数の推移は、図3.2-3に示すとおりです。このうち、人口については、長岡市は平成7年、燕市は平成12年から漸減傾向に、弥彦村は漸増傾向にあります。また、世帯数については、長岡市、燕市、弥彦村ともに漸増傾向にあります。



注) 1. 長岡市及び燕市の昭和40年～平成17年の人口は、合併前の旧市町の総数を示しています。

資料：「平成27年国勢調査速報(新潟県分)」(平成28年1月 新潟県)

「第126回 新潟県統計年鑑 2015」(平成28年3月 新潟県)

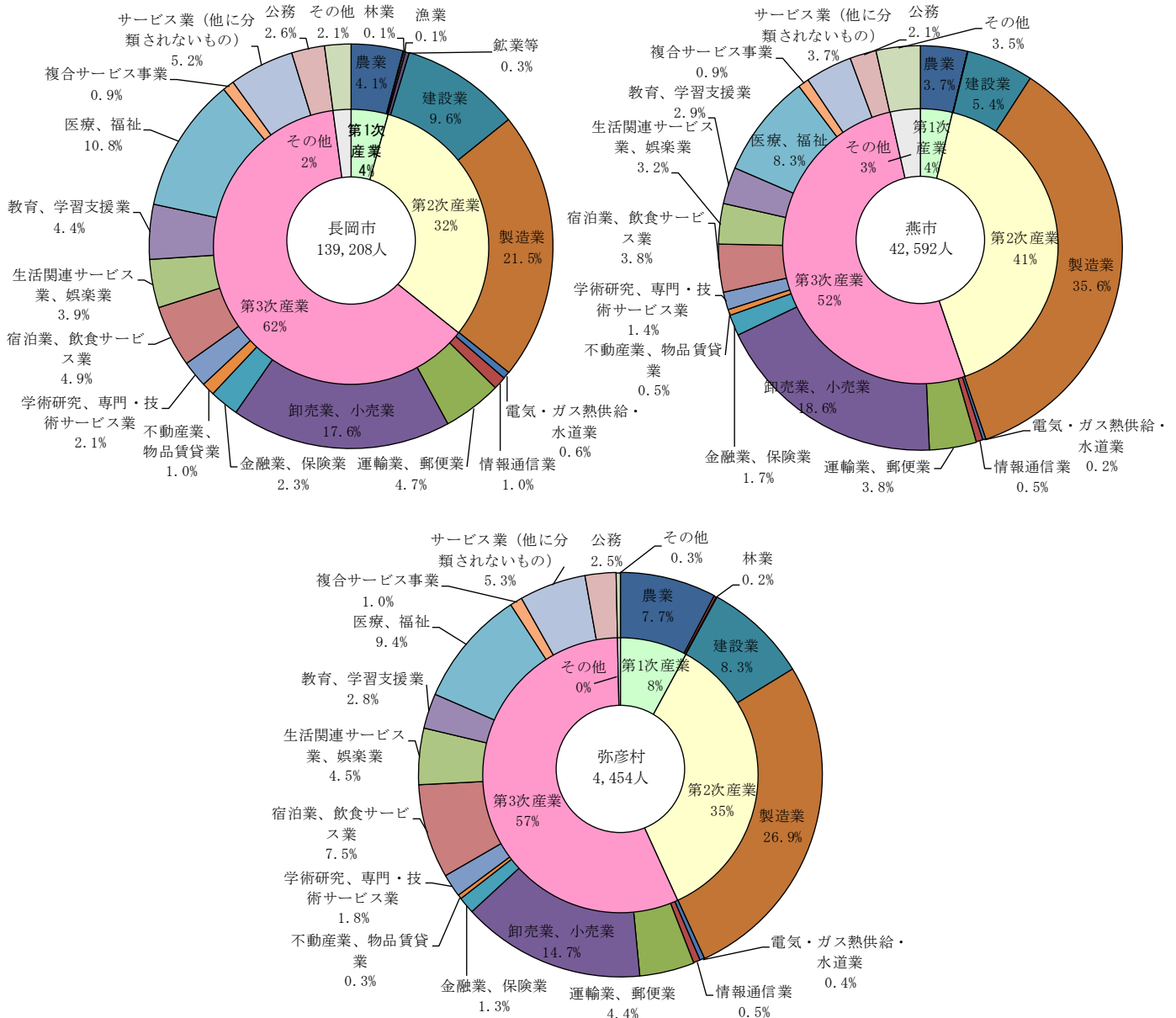
図3.2-3 人口及び世帯数の推移

2) 産業

長岡市、燕市及び弥彦村における平成 22 年の就業者数(15 歳以上)を図 3.2-4 に示します。

長岡市、燕市及び弥彦村は、いずれも第 3 次産業の就業者の占める割合が最も高く、それぞれ 62%、52%、57%を占めています。

産業内識別にみると、いずれも製造業の就業者数の占める割合が最も高く、それぞれ 21.5%、35.6%、26.9%を占めています。



注)1. 値は小数点第 2 位で四捨五入しているため、各割合の合計は必ずしも 100%とはなりません。
 資料: 「総務省統計局ホームページ 平成 22 年国勢調査 産業等基本集計都道府県結果 新潟県」
 (<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001038150&cycode=0>
 平成 28 年 7 月時点)

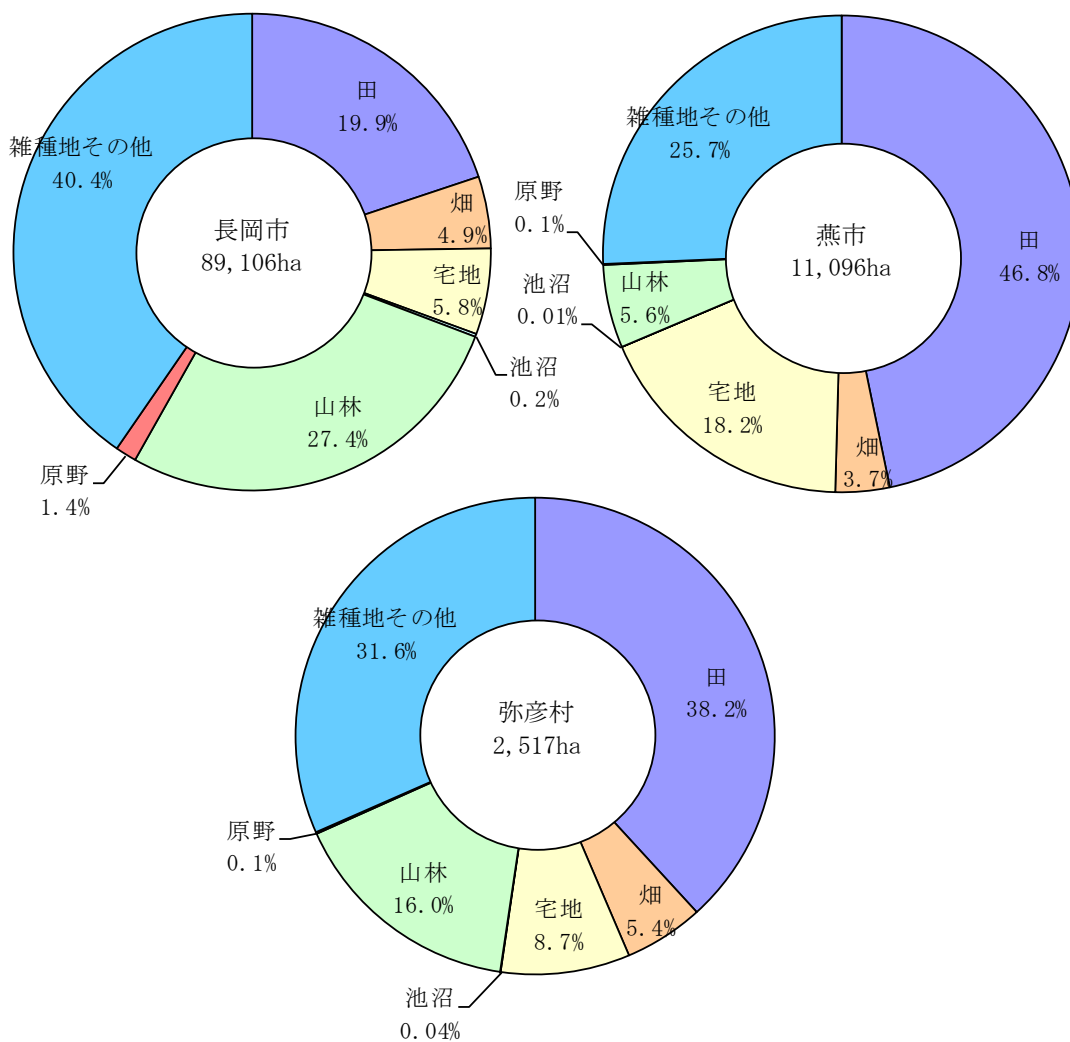
図 3.2-4 産業別就業者の割合

(2) 土地利用の状況

1) 土地利用状況

長岡市、燕市及び弥彦村における地目別土地利用状況を図 3.2-5 に示します。

長岡市においては山林の割合が、燕市及び弥彦村においては田の割合が最も高くなっています。



資料：「第126回 新潟県統計年鑑 2015」（平成28年3月 新潟県）

図 3.2-5 土地利用状況(平成27年)

2) 土地利用計画

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく用途地域の指定状況は、長岡市、燕市及び弥彦村において、いずれも都市計画区域に指定されている地域があります。

国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)第 9 条の規定に基づく新潟県国土利用計画(第三次)を基本として策定された新潟県土地利用基本計画においては、調査範囲は、都市地域、農業地域及び森林地域に指定されています。また、大河津分水路及びその周辺は佐渡弥彦米山国定公園に指定されています。

(3) 河川及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1) 河川及び海域の利用

長岡市及び燕市における大河津分水路の上流の信濃川の利水の状況をみると、農業用水、工業用水及び水道用水等 12 件で利用されています。

また、内水面共同漁業権の設定状況は、信濃川において、あゆ漁業、こい漁業、ふな漁業、うぐい漁業、うなぎ漁業、かじか漁業、にじます漁業、いわな漁業、やまめ漁業、もくずがに漁業の「内共第 12 号」が設定されています。海域においては、いわのり漁業、てんぐさ漁業、かますさし網漁業、きすさし網漁業、さけ小型定置漁業、いなだ地びき網漁業等の「新共第 11 号」、「新共第 12 号」、「新共第 13 号」、「新共第 14 号」、「新共第 15 号」が設定されています。

資料：「計画水収支」(信濃川河川事務所)

「平成 25 年新潟県告示第 756 号」、「平成 25 年新潟県告示第 1056 号」、「平成 25 年新潟県告示第 1083 号」、「平成 25 年新潟県告示第 1496 号」

2) 地下水の利用

地下水は、長岡市、燕市及び弥彦村において、生活用、都市用、工業用、農業用の水源等として利用されています。

資料：「国土交通省土地・水資源局ホームページ 全国地下水資料台帳」

(<http://nrb-www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/water/basis/underground/F9/exp.html> 平成 28 年 7 月時点)

(4) 交通の状況

陸上交通の状況をみると、対象事業実施区域及びその周辺の主要な道路としては、海岸沿いを走る一般国道 402 号、大河津分水路の左岸を走る県道 2 号及び県道 549 号、大河津分水路の右岸を走る県道 159 号及び県道 68 号があります。また、一般国道 116 号が内陸部を南北に走り、大河津分水路を横断しています。平成 22 年度の交通量は、一般国道 402 号の長岡市寺泊野積における交通量は、3,542 台/12 時間となっています。

鉄道としては、JR 越後線及び JR 弥彦線があります。

海上交通としては、寺泊港には佐渡島へのフェリー航路があり、平成 26 年の入港船舶数は 3,765 隻、乗降人員は 67,490 人となっています。

資料：「国土交通省ホームページ 平成 22 年度全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査」
(<http://www.mlit.go.jp/road/census/h22-1/index.html> 平成 28 年 7 月時点)
「第 122 回～126 回 新潟県統計年鑑 2011～2015」(新潟県)

(5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

保育所・幼稚園・認定こども園が 22 カ所、小学校が 11 カ所、中学校が 5 カ所、高等学校が 2 カ所、特別支援学校が 1 カ所、図書館が 5 カ所分布しています。また、病院等の医療機関は 4 カ所、老人ホーム等の社会福祉施設は 56 カ所分布しています。

資料：「新潟県立教育センターホームページ 新潟県内の学校一覧」
(<http://www.nipec.nein.ed.jp/link/school/index.html> 平成 28 年 7 月時点)
「長岡市ホームページ 公共施設ガイド」
(<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/shisetsu/tosyokan/index.html> 平成 28 年 7 月時点)
「燕市ホームページ 燕市の図書館案内」
(<http://www.lib-city-tsubame.niigata.jp/> 平成 28 年 7 月時点)
「弥彦村ホームページ 公共施設一覧」
(<http://www.vill.yahiko.niigata.jp/kouhyousisetu/index.html> 平成 28 年 7 月時点)
「全医療機関一覧表 新潟県」(平成 28 年 4 月 関東信越厚生局新潟事務所)
「社会福祉施設等名簿 (平成 27 年度)」(平成 27 年 新潟県福祉保健部)

(6) 下水道等の整備の状況

長岡市、燕市及び弥彦村における平成 26 年時点の上水道の普及率は、長岡市 99.7%、燕市及び弥彦村は 100%となっています。

長岡市、燕市及び弥彦村においては、公共下水道が整備されています。また、長岡市では農業集落排水事業が行われています。長岡市、燕市及び弥彦村における平成 26 年度の水洗化率は、各々 98.0%、81.6%及び 96.6%となっています。

資料：「第 126 回 新潟県統計年鑑 2015」(平成 28 年 3 月 新潟県)
「新潟県ホームページ 市町村別の下水道計画概要(平成 25 年 4 月 1 日時点)」
(<http://www.pref.niigata.lg.jp/gesuido/1280260898804.html> 平成 28 年 7 月時点)
「新潟県ホームページ 農業集落排水事業 市町村別実施状況 (H27 年度版)」
(<http://www.pref.niigata.lg.jp/nosonkankyo/1231272251328.html> 平成 28 年 7 月時点)
「環境省ホームページ 一般廃棄物処理実態調査結果 平成 26 年度調査結果」
(http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/stats.html 平成 28 年 7 月時点)

(7) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

環境関係法令等による規制等の状況は、表 3.2-2 に示すとおりです。

表 3.2-2 環境関係法令等による規制等の状況一覧 (1/3)

法律等		指定状況及び規制基準の内容	
		社会的状況の調査範囲	対象事業実施区域及びその周辺の区域
環境基本法に基づく環境基準	大気汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・大気の汚染に係る環境基準 ・二酸化窒素に係る環境基準 ・ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準 ・微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準 	
	騒音	燕市の一部が A 類型、B 類型及び C 類型に、弥彦村の一部が B 類型及び C 類型に指定されています。	一部が B 類型に指定されています。
	水質汚濁	<ul style="list-style-type: none"> ・人の健康の保護に関する環境基準 生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定状況は、信濃川中流が河川 A 類型に、信濃川(長生橋より下流)が生物 B 類型に、弥彦・米山地先海域が海域 A 類型に指定されています。 	生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定状況は、河川が河川 A 類型及び生物 B 類型に、海域が海域 A 類型に指定されています。
	地下水の水質汚濁	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の水質汚濁に係る環境基準 	
	土壌の汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌の汚染に係る環境基準 	
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準		<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準 	
大気汚染に係る規制	大気汚染防止法	いおう酸化物については、排出口の高さに応じた排出規制(K 値規制)が行われており、長岡市の K 値は 14.5、燕市及び弥彦村の K 値は 17.5 とされています。ばいじん及び有害物質に係る全国一律の排出基準が定められています。大気汚染防止法第 3 条第 3 項の規定に基づき特別排出基準を定める地域、同法第 5 条の 2 に基づく指定ばい煙の総量規制指定地域及び同法第 15 条の 2 に基づく燃料使用基準に係る指定地域に指定されている地域はありません。	
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 6 条第 1 項に基づく窒素酸化物対策地域又は第 8 条第 1 項に基づく粒子状物質対策地域に指定されている地域はありません。	
	新潟県生活環境の保全等に関する条例	同条例第 12 条及び同条例施行規則第 4 条に基づき、電気炉、焼成炉、加熱炉及び乾燥炉等をばい煙に係る特定施設として規定し、施設の設置者に届出義務を課しています。同条例第 13 条及び同条例施行規則第 5 条に基づき、粉じんに係る特定施設については、ばいじん排出基準を定めています。同条例第 26 条及び同条例施行規則第 11 条により、粉じんに係る特定施設として、施設の構造等に関する基準を定めています。	
	大気汚染防止法に基づく排出基準を定める条例	条例で定める適用区域に指定されている区域はありません。	
騒音に係る規制	騒音規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定工場等において発生する騒音についての規制基準 燕市の一部が第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域に、弥彦村の一部が第 2 種区域及び第 3 種区域に指定されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定工場等において発生する騒音についての規制基準 一部が第 2 種区域に指定されています。
		<ul style="list-style-type: none"> ・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 燕市の一部が第 1 号区域及び第 2 号区域に、弥彦村の一部が第 1 号区域に指定されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 一部が第 1 号区域に指定されています。
		<ul style="list-style-type: none"> ・自動車騒音の要請限度 燕市の一部が a 区域、b 区域及び c 区域に、弥彦村の一部が a 区域及び b 区域に指定されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車騒音の要請限度 一部が b 区域に指定されています。
	新潟県生活環境の保全等に関する条例	新潟県生活環境の保全等に関する条例により、騒音に係る特定施設が定められています。騒音に係る規制基準及び区域の指定は、騒音規制法に準拠しています。	

表 3.2-2 環境関係法令等による規制等の状況一覧 (2/3)

法律等		指定状況及び規制基準の内容	
		社会的状況の調査範囲	対象事業実施区域及びその周辺の区域
振動に係る規制	振動規制法	・特定工場等において発生する振動についての規制基準 燕市及び弥彦村の一部が第1種区域及び第2種区域に指定されています。	・特定工場等において発生する振動についての規制基準 一部が第1種区域に指定されています。
		・特定建設作業の規制に関する基準 燕市の一部が第1号区域及び第2号区域に、弥彦村の一部が第1号区域に指定されています。	・特定建設作業の規制に関する基準 一部が第1号区域に指定されています。
		・道路交通振動の要請限度 燕市及び弥彦村の一部が第1種区域及び第2種区域に指定されています。	・道路交通振動の要請限度 一部が第1種区域に指定されています。
	新潟県生活環境の保全等に関する条例	新潟県生活環境の保全等に関する条例により、振動に係る特定施設が定められています。 振動に係る規制基準及び区域の指定は振動規制法に準拠しています。	
悪臭に係る規制	悪臭防止法	長岡市及び燕市の一部が第1種区域、第2種区域及び第3種区域に指定されています。	一部が第1種区域及び第2種区域に指定されています。
水質汚濁に係る規制	水質汚濁防止法	排水基準(有害物質による排出水の汚染状態) 排水基準(その他の排出水の汚染状態)	
	新潟県公害防止条例	信濃川等の公共用水域は、水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例により区域指定されており、県条例による排水基準が適用されます。	信濃川に、条例による排水基準が適用されています。
	水産用水基準	水生生物保護のための水質基準として、論文の試験値、各種の基準値等を基に社団法人日本水産資源保護協会により設定されています。	
ダイオキシン類に係る規制	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類に係る大気基準適用施設及び大気排出基準、水質基準対象施設及び水質排出基準が定められています。	
土壌に係る規制	土壌汚染対策法	土壌汚染対策法に基づく指定区域に指定されている区域はありません。	
環境基本法に基づく公害防止計画		公害防止計画の策定を指示される特定地域に指定された地域はありません。	
新潟県環境基本条例		環境の保全に関する基本的な施策を定めています。	
長岡市環境基本条例			
燕市環境基本条例			
自然公園	自然公園法	長岡市、燕市及び弥彦村の一部が佐渡弥彦米山国定公園に指定されています。	一部が佐渡弥彦米山国定公園に指定されています。
	新潟県立自然公園条例	県立自然公園に指定されている地域はありません。	
自然環境保全法		原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域に指定されている地域はありません。	
新潟県自然環境保全条例		県自然環境保全条例で自然環境保全地域等に指定されている地域はありません。	
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約		世界遺産一覧表に記載されている自然遺産の区域はありません。	
都市緑地法		緑地保全地域及び特別緑地保全地区に指定されている区域はありません。	
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律		生息地等保護区に指定されている区域はありません。	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律		弥彦、渡部及び国上山の3カ所が鳥獣保護区に指定されています。	一部が鳥獣保護区に指定されています。
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約		特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく登録簿に掲載された湿地はありません。	

表 3.2-2 環境関係法令等による規制等の状況一覧 (3/3)

法律等		指定状況及び規制基準の内容	
		社会的状況の調査範囲	対象事業実施区域及びその周辺の区域
名勝、 天然記念物	文化財保護法	文化財保護法で指定されている名勝、天然記念物はありません。	
	新潟県文化財保護条例	県指定天然記念物が 1 件指定されています。	指定されている名勝、天然記念物は ありません。
	市町村文化財保護条例	長岡市指定名勝が 1 件、長岡市指定天然記念物が 1 件、弥彦村指定天然記念物が 1 件指定されています。	市町村の文化財保護条例で指定されている名勝、天然記念物は ありません。
都市計画法に基づく風致地区		風致地区に指定されている区域はありません。	
その他の法律による区域等の指定	森林法	長岡市、燕市及び弥彦村の一部が保安林に指定されています。	一部が保安林に指定されています。
	砂防法	燕市及び弥彦村の一部が砂防指定地に指定されています。	砂防指定地に指定されている区域は ありません。
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	燕市の一部が急傾斜地崩壊危険区域に指定されています。	急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域は ありません。
	地すべり等防止法	長岡市、燕市及び弥彦村の一部が地すべり防止区域に指定されています。	地すべり防止区域に指定されている区域は ありません。
	景観法	景観計画区域に指定されている区域はありません。	

(8) その他（産業廃棄物の最終処分場及び再資源化施設の立地条件）

長岡市、燕市及び弥彦村における産業廃棄物の最終処分場は 1 件立地しています。また、中間処理施設は、23 件が立地しています。

資料：「公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団ホームページ 産廃情報ネット」
(<http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index.php> 平成 28 年 7 月時点)